

平成23年11月8日 制定（国空航第325号）  
令和4年3月29日 一部改正（国空航第3037号）

航空局安全部安全政策課長

### 飛行基準評価審査会の一般方針について

#### 1. 目的

本通達は、「国産航空機の運航・整備要件に関する評価要領（平成23年9月13日付け国空航第103号・国空機第111号）」の2.（2）の規定に基づき、我が国で設計され型式証明を受けようとする型式の航空機に係る航空機乗組員、航空整備士、運航管理者及び客室乗務員（以下「航空機乗組員等」という。）の訓練、審査及び経験並びに、航空機乗組員及び航空整備士の試験並びに運航管理者技能検定（以下「航空機乗組員等の訓練等」という。）に係る要件及び当該航空機を航空運送事業の用に供するにあたり必要な関係規則への適合性等の評価を行うために設置される飛行基準評価審査会（Flight Standardization Board : FSB）の手続き等について規定するものである。

なお、当該評価の結果は、航空局により承認された後、飛行基準評価審査会報告書（Flight Standardization Board Report : FSBR）として発行されて、航空運送事業の用に供するにあたり必要な関係規則への適合性を示すとともに、航空機乗組員等の訓練、審査及び経験について運航者が定める関連規程並びに航空機乗組員及び航空整備士の試験並びに運航管理者技能検定の基準を定める際の参考となる。

#### 2. 定義

本通達において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「航空機乗組員等の試験等」とは、航空業務等に従事するのに必要な知識及び能力を有するかどうかの試験及び審査（航空法（昭和27年法律第231号）第29条第1項（同法第29条の第2項及び同法第78条第4項において準用する場合を含む。）の規定による航空機乗組員及び航空整備士の試験並びに運航管理者技能検定並びに同法第72条第1項の規定により行う機長認定のための審査を含む。）をいう。
- (2) 「評価対象機」とは、FSBによる評価の対象となる航空機の型式をいう。
- (3) 「基本型式」とは、申請者が型式証明を有する航空機の型式であって、航空機乗組員等の訓練等の一部を免除することを申請者が求める場合に、申請者が指定し、FSBによる評価において評価対象機との比較の対象となるものをいう。

(4) 「差異レベル」とは、航空機乗組員等の訓練等について評価対象機と基本型式との間に運航の安全に影響する差異が認められる場合において、当該差異の内容に応じて指定されるレベルをいう。

### 3. 適用

本通達は以下の航空機に適用する。

- (1) 本邦内で設計され型式証明を受けようとする型式の飛行機（最大離陸重量が5,700kg 未満のものを除く。）
- (2) 本通達に基づき航空局が発行したFSBR の対象となる型式の飛行機

### 4. 関連文書

FAA : AC120-53A 「Guidance for Conducting and Use of Flight Standardization Board Evaluations」

FAA、EASA 及びTCCA : 「OEB Administrative And Guidance Procedures Common Procedures Document For Conducting Operational Evaluation Boards」

### 5. 申請

型式証明の申請者又は型式証明を受けた者は、当該型式証明に係る航空機の型式に対してFSB による評価を受けようとする場合、次に掲げる事項を記載した申請書及び関係書類を国土交通省航空局安全部安全政策課に申請すること。

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 評価対象機の種類及び型式
- (3) 型式証明番号（型式証明を受けた場合のみ）
- (4) FSB による評価を求める航空機乗組員等の資格等
- (5) 関係書類

### 6. FSB による評価の一般的なプロセス

#### 6-1 FSB 及び作業部会の設置

航空局は、申請者からの申請を受けて、評価を行うためのFSB 及び航空機乗組員等の別に評価を行うための作業部会（Working Groups : WG）を設置する。FSB は、設置したWG の名称、当該WG に所属するFSB 構成員の氏名及び所属を申請者に通知する。

#### 6-2 資格評価計画書等の提出

申請者は、設置されたWG ごとに次に掲げる書類を作成して、FSB に対し提出する。

### (1) 資格評価計画書 (Qualification Plan :QP)

QP には次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ・FSBR の承認までの計画で、申請者が計画する主要な段階及び事項を示すもの
- ・航空機乗組員等の訓練等に係る要件の概要 (FSB による評価で使用する模擬飛行装置又は飛行訓練装置の仕様並びに航空機乗組員等の訓練等の一部を免除することを申請者が求める場合にあっては基本型式の概要を含む。以下同じ。) 及び評価方法に関する提案
- ・評価対象機を航空運送事業の用に供するにあたり適合することが必要な関係規則及び評価が必要な項目の一覧並びにその評価方法に関する提案

### (2) 航空機乗組員等の操作及び訓練に係る関連マニュアル (以下、「マニュアル」という。) の案

#### (3) FSBR の原案 (改訂の原案を含む。以下同じ。)

FSBR の原案には次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ・FSBR の原案の対象とする航空機の型式 (評価対象機及びFSB による評価の対象となった航空機の型式であって評価対象機でないもの)
- ・航空機乗組員等の訓練等の一部を免除することを申請者が求める場合にあっては基本型式
- ・航空機乗組員等の訓練等に係る要件の概要
- ・評価対象機を航空運送事業の用に供するにあたり適合することが必要な関係規則の一覧

なお、提出は一括して行われることが望ましいが、原型機に係る申請のように当該書類の作成に時間を要するような場合については、設置されたWG ごとにまとめたものから適切な時期に随時提出してもよい。

### 6-3 WG による評価の準備

各WG は、WG 会議を開催する前に、評価の内容に応じて次に掲げる準備を行う。

- (1) 申請者が推薦する教官がFSB 構成員に対して評価に必要な訓練を行うことの承認
- (2) 評価に必要な訓練を受けるFSB 構成員の指名
- (3) WG が評価を行う評価対象機が当該評価対象機の量産機と同等であることの評価
- (4) マニュアルの案の評価
- (5) FSB 構成員に対する訓練が行われる訓練施設の評価

### 6-4 WG による評価及びFSBR 案の取りまとめ

各WG は、WG 会議を開催し、評価の内容に応じて次に掲げる事項を行う。

- (1) 評価に必要な訓練の状況の確認
- (2) 評価に必要な訓練を修了したFSB 構成員等が航空業務等に従事するのに必要な知

識及び能力を有するかどうかの判定（航空機乗組員等の試験等及び航空法第28条第3項の許可を含む。）

- (3) 航空運送事業の用に供するにあたり必要な関係規則への適合性（航空機乗組員・運航管理者WG に限る。）及び評価が必要な項目の評価
- (4) 航空機乗組員等の訓練等の評価
- (5) FSBR の原案に必要な修正を加えたうえでFSBR 案としての取りまとめ各WG は、WG 会議を開催した後に、申請者に対して評価結果を報告する。

#### 6-5 FSB による評価及びFSBR 案の承認

FSB は、FSB 会議を開催し、各WG が取りまとめたFSBR 案について必要な評価及び関係者との調整を行った上でFSBR 案として承認する。

### 7. 航空機乗組員等の訓練等の評価

各WG は、6-4 (4) による評価において、航空機乗組員等の試験等及び航空機乗組員等の型式限定変更課程、型式移行訓練（客室乗務員の場合にあっては型式訓練）の科目・課目、実施方法及び時間（訓練の場合に限る。以下同じ。）について、これらの訓練等を修了した者の航空業務等に従事するのに必要な知識及び能力が操縦士実地試験実施細則（平成10年空乗第2039号）等に適合しているかどうかの評価を行い、その際にWG が必要であると認める場合に限り、以下の事項についての評価をあわせて行うものとする。評価手法の詳細については航空機乗組員・運航管理者、航空整備士及び客室乗務員の別に必要に応じて定める。

#### 7-1 航空機乗組員等の訓練等の特別要件

特別な操縦室内の配置、特別なインターフェースの設計等がなされているため運航手順、操縦特性等が他の型式の航空機と異なることから、特別な航空機乗組員等の訓練等が必要となることがある。

このため、特別な航空機乗組員等の訓練等が必要であるとWG が認める場合には、当該訓練等の要件についての評価を行う。

#### 7-2 航空機乗組員等の訓練等の一部免除

航空機乗組員等の訓練等について、航空機乗組員等が既に修了等しているものと類似する場合には、重複する訓練等の一部を免除できることがある。

このため、航空機乗組員等の訓練等の一部を免除することを申請者が求めた場合には、航空機乗組員等が基本型式に係る訓練等を既に修了等しているときに限り評価対象機に係る訓練等の課目、実施方法及び時間の一部を免除することについての評価を行う。評価対象機に係る訓練等の当該実施方法については、差異レベルを指

定することにより決定する。

## 8. 申請者の責務

申請者は、以下に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 設置されたWG ごとにQP、マニュアルの案及びFSBR の原案を作成してFSB に提出し、QP についてはFSB に受理されること（QP の改訂が必要であるとFSB が認め る場合を含む。）。
- (2) FSB 又は各WG の求めに応じ、評価に必要な技術データ及び分析その他の技術資料を提供すること（11. のFSBR の改訂の必要性についてFSB 議長が検討する場合 を含む。）。
- (3) WG が指名する FSB 構成員に対し、評価に必要な訓練の受講機会を与えること。
- (4) FSB 又はWG に対し、技術資料を、原則として会議開催の30 日前までに提供すること。
- (5) FSBR 案の作成を支援するために、全てのFSB 及びWG 活動に参加すること（FSB 及び各WG 会議に適切な者を出席させることを含む。）。
- (6) FSBR に記載された航空機乗組員等の訓練、審査及び経験に係る事項が、申請者が発行する関連マニュアル等に確実に含まれるようにすること。

## 9. FSB の構成及び責務

### 9-1 FSB の構成

FSB は、航空従事者試験官、運航審査官その他の航空局職員により構成されるものとし、うち1 名をFSB 議長とする。

次表左欄に掲げるWG に所属するFSB 構成員は、同表右欄に掲げる主な構成員のとおりとし、各WG に所属するFSB 構成員のうち1 名をWG 部会長とする。

WG の名称	主な構成員
航空機乗組員・運航管理者 WG	航空従事者試験官（操縦） 運航審査官
航空整備士 WG	航空従事者試験官（整備）
客室乗務員 WG	客室安全業務に係る専門家

なお、FSB 議長は、FSB 構成員以外の航空局職員、申請者、航空機の運航者等をアドバイザーに指名してFSB 会議への参加を求めることがある。

### 9-2 FSB 議長の責務

FSB 議長は、以下の業務を実施する。

- (1) 航空局の型式証明審査担当部署、申請者、航空機の運航者、外国当局等の関係者とFSB活動について調整すること。

- (2) FSB会議の日程及び議事次第について調整すること。
- (3) 6-5 による評価及び承認を行うこと。
- (4) FSBでのFSB 構成員の意見を含む評価内容について記録管理すること。
- (5) FSBR案を安全政策課長に提出して、その承認を求めること。
- (6) 必要に応じてFSBRの改訂の必要性について検討すること。

#### 9-3 WG 部会長の責務

WG 部会長は、担当するWG について以下の業務を実施する。

- (1) 6-3 による評価の準備を行うこと。
- (2) WG 会議の日程及び議事次第について調整すること。
- (3) 6-4 による評価及び取りまとめを行うこと。
- (4) WG でのFSB構成員の意見を含む評価内容について記録管理すること。

#### 10. FSBRの承認

FSB は、FSBR 案を安全政策課長に提出して、その承認を求める。安全政策課長は、FSBR案を承認した場合には、FSBR として発行する。安全政策課長は、承認しない場合にあっては、その承認のために必要な追加の評価事項等をFSB に指示する。

#### 11. FSBR の改訂

申請者がFSBR を新たな同系列型に適用しようとする場合、申請者が設計等を変更しようとする場合等において、申請者が申請を行うとき又はFSB 議長が必要と認めるときには、FSBを開催し、初版と同様のプロセスで評価を行う。

#### 12. 雜則

本通達の定めにかかわらず、安全政策課長が必要と認めた場合は、その他の方法によりFSBRを策定することができる。

#### 附則（平成23 年11 月8 日）

- 1. 本通達は、平成23 年11 月8 日から施行する。

#### 附則（令和4 年3 月29 日）

- 1. 本通達は、令和4 年4 月1 日から施行する。

本通達に関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省 航空局安全部安全政策課長安全政策課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号 03-5253-8737

FAX 03-5253-1661